

## 阿寒湖世界自然遺産登録 地域連絡会議 設置要綱

## (目的)

第 1 条 阿寒湖の世界自然遺産候補地選定に向けて、地域の情報共有を図り、一体的な取組を進めるため、「阿寒湖世界自然遺産登録地域連絡会議(以下「地域連絡会議」という。)」を設置し、関係機関及び団体の連絡・調整を図るものとする。

## (所掌事項)

第 2 条 地域連絡会議は、次に掲げる事項について、連絡・調整を図るものとする。

- (1) 世界自然遺産候補地選定に向けた取組の推進に関する事項
- (2) 特別天然記念物「阿寒湖のマリモ」の学術研究に関する事項
- (3) その他、第 1 条の目的を達成するために必要と認められる事項

## (構成)

第 3 条 地域連絡会議は、別紙に掲げる機関・団体をもって構成する。

## (運営)

第 4 条 地域連絡会議は、第 3 条の構成機関・団体から議長を選出するものとする。

- 2 地域連絡会議は、議長が招集し、会議の議事進行を行う。
- 3 地域連絡会議には、必要に応じ、構成機関・団体以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (事務局)

第 5 条 地域連絡会議の事務局は、釧路市総合政策部都市経営課が務める。

- 2 事務局長は、釧路市総合政策部長が務める。

## (その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、地域連絡会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

## (附則)

この要綱は、平成 24 年 7 月 28 日から施行する。

別紙（第3条関係）

阿寒湖世界自然遺産登録地域連絡会議 構成機関・団体一覧

（機関）

釧路市  
釧路市教育委員会  
弟子屈町  
環境省釧路自然環境事務所  
林野庁根釧西部森林管理署  
北海道釧路総合振興局

（団体）

NPO法人阿寒観光協会まちづくり推進機構  
社団法人摩周湖観光協会  
特別天然記念物「阿寒湖のマリモ」保護会  
一般財団法人前田一步園財団  
一般財団法人自然公園財団阿寒湖支部  
釧路湿原・阿寒・摩周シーニックバイウェイ運営代表者会議  
阿寒湖温泉旅館組合  
阿寒アイヌ工芸協同組合  
北海道アイヌ協会阿寒支部  
阿寒湖漁業協同組合  
阿寒湖畔森林愛護組合  
阿寒湖温泉連合町内会  
阿寒観光汽船株式会社  
有限会社広大  
有限会社阿寒ネイチャーセンター